

第 1 1 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月13日(金)午後2時から午後3時12分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(13人)

会	長	14番	前川	正人								
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一					
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫					
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭					
		8番	三國	実加	9番	小島	良金					
		10番	佐藤	雄一	11番	武島	竜太					
		12番	中和田	吉彦	13番	目黒	正一					

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	橋本庸介
事務局主査	三瓶望
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 人事の発令について

(2) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和4年度第2号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第9号 令和4年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について

議案第10号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第11回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第11回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。4月12日、火曜日、第10回総会終了後に、農業振興委員会を開催いたしました。本日の議案第8号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第9号令和4年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について、議案第10号令和4年度最適化活動の目標の設定等について協議を行いました。4月25日、月曜日、第11回総会に係る議案を、郵送配布させていただいております。4月28日、木曜日、市役所において、4月30日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付を行っております。同じく5月2日、月曜日、5月1日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付を行っております。5月6日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。8番三國実加委員、9番小島良金委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)人事の発令について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

それでは、報告第1号専決処分についてご説明いたします。

(1)人事の発令について、4月30日付け出向関係について、相馬市に出向を命ずる、事務局農地係長佐々木国秀。同じく、相馬市に出向を命ずる、事務局主事佐藤真一郎。

次に、5月1日付け異動関係について、保険年金課年金係長橋本庸介、相馬市農業委員会職員に任命する。農地係長を命ずる。続きまして、生涯学習課主査三瓶望、相馬市農業委員会職員に任命する。事務局主査を命ずる。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定によって、職員は農業委員会が任免することとなっております。すなわち、本来ですと農業委員会の議決によって任免される訳であります。しかしながら、人事発令は総会前に行われておりますので、専決処分によって決定したところであります。

なお、佐々木係長におかれましては、5月1日付けで総務部財政課、財政係長として、佐藤主事におかれましては、総務部総務課主事として、その任務に就いております。報告第1号(1)人事の発令につきましては、以上でございます。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

ここで、異動のあった職員より、ごあいさつをお願いします。

農地係長

5月1日から、農業委員会事務局に配属となりました、橋本庸介と申します。よろしく願いいたします。

三瓶主査

同じく5月1日付けで配属になりました、三瓶望と申します。よろしく願いいたします。

議 長 次に、(2) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、報告第1号専決処分(2)についてご説明いたします。
(2) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、時効取得を原因とする登記申請が行われたため、福島地方法務局相馬支局登記官から通知がありました。

通常、農地の所有権移転をする場合は、農地法第3条申請を提出し、許可を得る必要がありますが、時効取得については、農地を相続する場合と同様、民法の規定により所有権が移転されます。備考欄に民法第162条第1項の条文を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、1番案件についてご説明いたします。令和4年4月1日に、1番丹野義基委員と事務局で、登記権利者及び登記義務者から事実関係の聴取をしたところであります。今般、登記義務者から登記権利者へ所有権を移転するもので、占有の経過につきましては、議案書に記載のとおりであります。調査の結果、登記権利者が、20年間所有の意思をもって平穩かつ公然と他人の農地を占有(管理)しており、農地に係る時効取得の要件を満たしていることを確認いたしました。事務局の説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。
(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は、2

件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業は、許可後3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は1年ごとに工事が完了するまで、定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが、許可の条件の一つとされています。提出された工事の進捗状況、完了報告については、計画どおり工事が行われているかどうか、現地調査にて確認をしているものです。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、7件の報告を受理いたしました。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、2件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされており、また、農地を取得後、耕作者のあつせんの希望についても確認をしているものです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあつせん希望等はございませんでした。

続いて、(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、3件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、いずれも耕作者変更のためとなっております。

最後に、(5) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条による使用貸借権の合意解約となっており、解約理由につきましては、耕作者変更のためとなっております。説明は、以上となります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番目黒正一委員願います。

13番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る5月1日に、申請人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。申請人は不在でしたが、義理の父から話を聞くことができました。また、5月6日には、5番委員、6番委員、7番委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、既存住宅拡張として、駐車場を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。7番後藤義昭委員願います。

7 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。議案書8ページになります。去る5月6日、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とで現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、既存宅地拡張による駐車場です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が約50メートル以内の間隔で、約50戸の家屋等がありますので、第3種農地の市街地内農地の要件に該当し、立地基準は満たしております。したがって、許可

基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書記載の対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとのご意見をいただいております。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件から3番案件について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

初めに、1番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、個人住宅建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、申請地①②につきましては、所有権の移転(売買)、③につきましては、所有権の移転(贈与)になります。転用許可基準第3号の転用事業の确实性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路

法第24条事前協議済みであり、承認見込みとなっております。
⑥併用地の有無については、申請人が所有する原野があり、申請地と併せて売買予定でございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、一般住宅建築及び駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条申請済みであり、承認見込みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が農業用(茸栽培原木)倉庫用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条申請済みであり、承認見込みとなっております。⑥併用地の有無につきましては、併用地があり、申請地と併せ売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上です。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員願います。

6番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。去る5月6日に、5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が約50メートル以内の間隔で、概ね50戸の家屋等がありますので、第3種農地の市街地内農地の要件に該当し、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可

基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、案件2番について、担当委員举手願います。7番後藤義昭委員をお願いします。

7 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件について報告いたします。議案書11ページになります。去る5月6日、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とで現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅建築、駐車場用地です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、議案第2号1番案件の農地に隣接し、第3種農地の市街地内農地の要件に該当いたしますので、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書記載の対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとのご意見をいただいております。以上です。

議 長 続いて、案件3番について、担当委員举手願います。6番坂本雄司委員をお願いします。

6 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。去る5月6日に、5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地のうち、玉野字弥左エ門沢●番地●●、●番地●●については、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であり

ます。しかし、本案件は、議案書に記載のとおり、新たに農業用施設を整備するものです。したがって、不許可の例外事業の農業用施設事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当ありません。

また、申請地の、玉野字弥左エ門沢●●番地●●は、周囲を山林等で囲まれ、隣接する併用地に分断された、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地で、第2種農地のその他の農地と判断いたしました。許可基準第2号は、申請地以外では不可能と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5 番 議案第4号現況確認証明申請について、番号1番について報告

いたします。

申請地の現況を、5月6日、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局で現地調査を実施いたしました。番号1番の枝番1から8についてですが、申請は原野であります。枝番1から4については、農地と判断いたしました。

枝番5から8番については、現況は山林化しており、山林と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 次、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、番号1番枝番1から4を除き、委員報告のとおり、
証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、番号1番枝番1から4を除き、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号6番までの6件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。

 こちらの非農地判断については、農地法第32条の規定により、毎年、農業委員会で実施している農地利用状況調査にて、復旧が困難な農地として判断された農地について、改めて現地調査を実施し、総会の議案として、「農地」に該当するか否かの判断についてご議決いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を、参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せて、ご参照いただければと思います。説明は、以上になります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番唯野哲夫委員お願いします。

5 番 議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について報告いたします。申請地の現況を、5月6日、6番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局で現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

 番号1番から6番まで、現況はすべて山林化しており、非農地と判断いたしました。以上、ご報告します。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、非農地と判断することにご異議
ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第2条第1項
の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、
非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第6号令和4年度第2号農用地利用集積計画につい
てを議題といたします。議案第6号番号1番から3番までの3件
について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議
題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より
説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号令和4年度第2号農用地利用集積計画について、番
号1番から3番までの3件について、事務局よりご説明いたしま
す。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありま
して、新規の利用権設定となります。被設定人は、令和4年4月に
新たに設立された法人、株式会社●●●●●●であります。実質
的には、個人経営から法人経営に移行するものでございます。

また、こちらの法人、農地所有適格法人の要件を満たしているこ
とを、法人の登記簿等により確認しております。お手元に、参考資
料として農地所有適格法人の要件を記載した資料を配布しており
ます。ご覧いただきたいと思います。農地所有適格法人の要件とし
て、大きく4つございます。

1つは法人形態要件ということで、農事組合法人、株式会社、合
名会社、合資会社、合同会社のいずれかであること、とあります。

2つ目は、事業要件ということで、法人の主たる事業が、農業と
その農業時関連する事業であること、とあります。

3つ目は、議決権要件であります。誰でも農地所有適格法人の
構成員になることができます。ただし、その法人の総議決権または

総社員の過半は、①農地の権利提供者、②その法人の農業の常時従事者（年間150日以上）、等々である必要があります。

4つ目は、役員要件であります。農地所有適格法人の理事等の過半は、法人の農業（関連事業含む）に常時従事（年間150日以上）する構成員である必要があります。また、その法人の理事等または法人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1名以上の者が実際の農作業に従事（年間60日以上）する必要があります。以上が、農地所有適格法人の要件でございます。

議案に戻っていただきまして、1つ目の法人要件については、被設定人の法人形態は、株式会社であります。2つ目の事業要件については、登記簿等により確認したところ、すべて農業、農業関連事業であります。3つ目、4つ目の要件についても、役員、社員はすべて、経営主とその家族であり、これまでも農業に従事しておりますので、要件を満たしております。

また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか、等の要件につきましても、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和4年度第2号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画についてを議題といたします。議案第7号番号1番から2番の2件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、事務局よりご説明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積、配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第6号とは別に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せ

られました。

次に、議案第8号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第9号令和4年度相馬市農業委員会活動計画書（案）について、議案第10号令和4年度最適化活動の目標の設定等については、関連がありますので、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いいたします。

農業振興
委員会委
員長 議案第8号、第9号、第10号につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

去る4月12日、総会終了後に農業振興委員会を開催し、振興委員の皆様と協議をいただきました。協議内容等について、ご説明いたします。

議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、事務局より、活動内容、活動実績についての説明を受け、担い手への農地集積の実績も目標面積以上であり、また、概ね、年度当初の計画に沿った活動を実施してきたことから、事務局案を了とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号、令和4年度相馬市農業委員会活動計画（案）については、事務局より、国は、農業経営基盤強化促進法の改正による人・農地プランの法制化や、農地の所有者や耕作者の意向把握による目標地図の作成など、農地利用最適化の推進について、大幅な見直しを行っており、各委員の最適化活動についても、1人当たりの活動日数の目標を月10日程度にすることや、活動を詳しく記録するよう求められる等、より一層の農業委員会活動の可視化が求められており、そのような中で、引き続き農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり、連携した取り組みを行っていくことが必要であることから、計画に反映した形で、案を作成した、との説明があり、協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より、今年度から内容が大きく変更となり、農地集積については、県が示した目標に統一するほか、1人当たりの委員の活動日数の目標や、活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加目標等が追加された、との説明がありました。国や県が求めている、具体的な数値目標について、達成が容易でない項目もありますが、議案第9号の令和4年度相馬市農業委員会活動計画書(案)とも整合が図られており、協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。

なお、詳細については、事務局より補足説明をお願いします。以上ご報告いたします。

議長 続いて、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。議案書の25ページからになります。「I. 農業委員会の状況」でございますが、こちらは、計画を立てた時点、令和3年4月1日現在ということで、年度当初の数字になります。「1. 農業の概要」でございますが、こちらは、耕地面積は、作付面積統計に基づき、経営耕地面積は、農林業センサスに基づき、それぞれ記載しております。

「2. 農業委員会の現在の体制」につきましても、令和3年4月1日現在の体制、改選前の体制となっております、記載のとおりでございます。

議案書26ページの「II. 担い手への農地の利用集積・集約化」でございますが、年度当初の集積面積は1,319ヘクタール、集積率は39.0パーセントでございました。令和3年度の目標を1,350ヘクタールとし、利用調整活動等を行っていただきました。今年度は、八沢地区ほ場整備の一時利用地区に農地中間管理機構を通した利用権設定がなされたこともあり、トータルで109ヘクタール増加し、集積実績が1,428ヘクタール、達成状況は105.8パーセントとなっております。

議案書27ページの「III. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」のうち、「2. 令和3年度の目標及び実績」については、令和3年度は、県外から法人の参入が1件あり、0.7ヘクタールの農地の権利移動がございました。営農型発電の下部の農地を耕

農地利用最適化の推進について、大幅な見直しを行っておりまして、農業委員会の果たす役割は、ますます重要となってきておりまして、各委員の最適化活動についても、1人当たりの1ヶ月の活動日数の目標設定や、活動が見えるような記録の保存、そういった通知もきております。詳しくは、次の議案第10号でも説明いたしますが、そのような中で、農業委員会としては、引き続き農業委員・農地利用最適化推進委員が一体となり、連携した取り組みを行っていくことが必要であり、実施にあたって意思統一、認識の共有を図る必要があることから、計画書に記載をさせていただきました。議案第9号についての説明は、以上です。

続きまして、議案第10号令和4年度最適化活動の目標設定等について、ご説明いたしますが、その前に1ヶ所、訂正を願います。議案書37ページ、2. 最適化活動の活動目標中、(1)の最適化活動を行う農業委員の人数、13人を12人に訂正願います。こちらは、中立委員の取扱いについて、国から、中立委員の特殊性から、一般の農業委員等と同じ目標設定というのは難しいため、ここに記載する人数からは除算可能ということで、12人となります。なお、中立委員は活動しなくてもいいということではなく、従来どおり、可能な範囲での活動をお願いします。

それでは、改めて、議案書35ページから説明いたします。こちらは、これまでと内容が大きく変わっております。順次説明いたします。「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、把握している直近の数値を記載しております。ご確認いただきたいと思います。次のページ、「Ⅱ. 最適化活動の目標」1. 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積については、県が示している浜通り地区の集積目標が、令和11年度末までに77パーセントとされており、その集積率を記載しております。現実的には容易でない数字となっておりますが、段階的に少しでも目標に近づけるため、今年度の集積面積を50ヘクタール増の1,478ヘクタールと設定しております。

次に、(2) 遊休農地の解消につきましては、現在の1号遊休農地、62.7ヘクタールございますが、そのうち、既存の緑区分で4.6ヘクタール、昨年新規発生した緑区分6.1ヘクタールを重点的に解消する目標設定となっております。

次に、(3) 新規参入の促進につきましては、これまで、新規参入件数や新規参入面積での目標設定でありましたが、内容が変更になりまして、国が指定する過去3年間の権利移動面積の平均

の1割相当を新規参入者への貸付農地として公表する、という内容となっております。7.6ヘクタール設定しております。

続きまして、2.最適化活動の活動目標についてですが、この部分は、国から新たに示され、内容が大きく変更となった部分になります。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、委員1人当たりの活動日数を、月10日程度とするほか、(2)活動強化月間の設定目標、年3回の設定、(3)新規参入相談会への参加目標、1名以上、1回の参加、として設定しております。

(1)につきましては、委員の活動に応じて支払われる最適化交付金とも関連がございます。先月の総会後に最適化交付金と活動記録簿の記載について説明をしたところですが、1人でも活動が0日の月があると、市農業委員会全体として交付金が交付されないとか、最低月6日以上最適化活動が必要であるとの説明をしたかと思えます。今回、こちらの目標設定をするにあたり、県及び県農業会議から、最初から最低日数の月6日が目標では適当ではない、10日程度にすべきとの指導があり、指導に沿った形で目標設定したところですが。

(2)(3)につきましても、同様に国や県、県農業会議の指導の下、目標設定をしたところですが、今年度が初めての内容で、強化月間の具体的な活動内容や、新規参入相談会の日程等も、具体的に示されておきませんので、分かり次第お知らせしながら、進めてまいりたいと思えます。議案第8号から議案第10号までの説明は、以上になります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。5番唯野哲夫委員。

5番 令和4年度の目標、大変素晴らしい文章で記載してあるのだけれども、実施するとなると相当難しい。私の地区でも、大きな面積をやっている人が誰か一人辞めると、数十ヘクタールが宙に浮いてしまう。しかも、それを引き受ける人がいない。今の米価では、集積しろと言っても、経営が破綻するようでは、進められない。去年から今年にかけて、ある方が農業を辞めたので、その面積を誰かに作ってもらうのに、私が何度も何度も頭下げて頼んで回って歩いたという実情。お願いに行った先でも、農業委員会ではどんな支援をしてくれるのか。機械買う時の補助金でもあるのか、という話も出たのですが、そういう支援はないので。ただ、集積、集積とい

っても無理なものは無理だし、大変なことだ。今の状況だと、担い手も手がいっぱい。だから、集積しろといっても進まない状態。

新規参入にしても、新しく農業やろうとすると、機械や設備で億の金がかかるような状況。国として補助金とかがあればいいのだろうけど、何もなくてやれやれと言ってもできない。難しい問題だと思う。

事務局 ただいまの質問にお答えします。集積目標につきましては、県が設定した浜通り地方の集積率としています。新規参入につきましても、国が定めた方針に沿って目標面積を設定しておりますが、少しでも目標に近づくよう活動をしていくということで、ご理解をいただきたいと思えます。

9 番 質問というより、意見いいですか。今、唯野委員の発言と事務局からの説明あったんですが、国とか県でこういう目標、方針を立てたのであれば、達成できるくらいの制度をきちんと整備すべきだと思いますので、要望といたしますか、働きかけをしていく必要があると思えます。

事務局 ご意見ということですが、農業委員会としては、今後、意見書等を通じて、市、県あるいは国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 他に、ございませんか。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第9号令和4年度相馬市農業委員会活動計画書(案)について、議案第10号令和4年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」 の声)

議 長

ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第11回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 8番 三國 実加

議事録署名委員 9番 小島 良金